

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和元年 8 月 8 日（木）

局 側：総務部職員課長他

組合側：市従環境事業支部副支部長他

（局側）

それでは、はじめてまいります。

本日は、時差勤務の導入及び台風等暴風時のごみ収集作業の中止についての協議をお願いしたいと考えています。

まずは時差勤務の導入についてとなります。

《資料 1 に基づき説明》

以上となります。

続きまして、台風等暴風時のごみ収集作業の中止について説明いたします。

本資料については、事前に各事業所長等に確認いただき修正を行った最終版となっております。

（組合側）

これまでも、組合側としても災害対策に反対しているわけではないことを伝えていますが、当局が決定する事項以外で、職員の勤務労働条件に関わる事項もあることから、事前の協議がなかった点については、当局の認識を改めていただきたいと思えます。

（局側）

今回の対応マニュアル作成にあたりまして、事前協議が行えていなかったことをお詫びいたします。

これまでも災害時の対応を行っておりますが、何のマニュアルもないのはおかしいということで作成しましたが、今後修正等必要な場合にはご意見を頂きたいと思っております。

それでは台風等暴風時のごみ収集作業の中止に係る市民周知について説明いたします。

《資料 2 に基づき説明》

以上となります。

(組合側)

収集作業が中止になった場合の後処理について、家庭から出されたごみや、散乱ごみなどの収集作業をいつまで行うのかなど、その他マニュアルのとおりに行えないことも想定されるので、担当課からきちんとした指示を出していただくよう要請しておきます。

(局側)

了解いたしました。

これにて終了いたします。